

令和2年7月8日

学生 各位

学務課学生支援部門

### 文部科学省による「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』(2次募集)について

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、文部科学省により学生支援緊急給付金給付事業(令和2年5月19日閣議決定)が創設されました。

この制度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の減少等で学生生活の継続に支障をきたす学生を対象に、緊急で現金給付の支援を行うものです。

このたび、文部科学省より2次募集の案内がありましたので、以下のとおりお知らせします。本制度を希望される学生は、下記の内容を十分に確認してください。本学で要件等を確認した上で該当者を推薦し、日本学生支援機構から学生支援緊急給付金は支給(振込)されます。

なお、前回の申請期間に申し込み、既に学生支援緊急給付金の給付を受けた方は、申請できませんのでご注意ください。

	事業内容
対象者	家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を満たす方 ※支給要件を満たせば、休学中の方も対象となります。
支給金額	住民税非課税世帯の学生:20万円 上記以外の学生:10万円
支給方法	申請者本人名義の口座に振込。本人名義の口座がない人は、給付金の申込までに利用できる口座を開設しておいてください。 ※支給の決定については特に通知はしません。口座への振込をもって支給決定の通知に代えます。
支給対象者の要件 (基準)	1. 以下の①～⑥を満たす者(留学生等については、①～⑤及び⑦を満たす者) ①家庭からの多額の仕送りを受けていない ②原則として自宅外で生活をしている ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い ④家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援ができない ⑤新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む)が大幅に減少(前月比の50%以上減少)している ⑥既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす 1) 高等教育の修学支援新制度(以下、新制度)の第Ⅰ区分の受給者 2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の供給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者 3) 新制度に申込をしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者 4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用し

	<p>ている者又は利用を予定している者</p> <p>5)要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者</p> <p>⑦留学生等については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要</p> <p>1)学業成績が優秀な者であること、具体的には前年度の成績評価係数が2.30以上であること</p> <p>2)1か月の出席率が8割以上であること</p> <p>3)仕送りが平均月額90,000円以下であること(入学金・授業料等は含まない)</p> <p>4)在日している扶養者の年収が500万円未満であること</p> <p>2.「対象者」を考慮した上で、経済的理由により大学での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者</p>
提出書類	<p>学生支援緊急給付金申請書</p> <p>学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書</p> <p>証明書類(※「申請の手引き」P6～7参照)</p> <p>※住民税非課税世帯の場合は、必ず父母等の生計維持者に係る住民税非課税証明書を提出して下さい。(なお、高等教育の修学支援新制度の第I区分受給者は提出不要です)。</p>
提出期限	<p>令和2年7月20日(月)17時 必着【期限厳守】</p> <p>※採用枠に限りがあることから、公平性のため、期限を過ぎたものは受け付けられませんので注意してください。</p>
申請方法及び提出先	<p>・郵送又は直接持参のみ</p> <p>※本学ではLINEでの申し込みは行っておりません。</p> <p>※郵送する場合、書類の性質上、記録の残る方法(レターパックライト・特定記録・簡易書留等)で提出してください。</p> <p>・提出先 〒474-8651 大府市横根町名高山 55 至学館大学・同短期大学部 学務課学生支援部門</p>
様式ダウンロード	<p><a href="#">申請の手引き</a></p> <p><a href="#">学生支援緊急給付金申請書</a></p> <p>※「3.申し送り事項」には、当制度の趣旨を踏まえ、支援が必要な具体的な理由を必ず記入して下さい。</p> <p><a href="#">学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書</a></p>
その他留意事項等	<p>・1次募集で既に当給付金を受給された方は申請できません。ただし、既に当給付金を受給し、その金額が10万円の方で、住民税非課税世帯であることの証明書が提出できる場合は、学務課学生支援部門まで、速やかにご連絡ください。</p> <p>・1次募集の申請者で当給付金が振り込まれていない場合、支給要件に該当しなかった可能性があります。前回の申請時から、自身の状況に変化があった場合には申請が可能です。</p> <p>・事前に申請の手引き(学生・生徒用)を必ず熟読し、事業の趣旨をご理解ください。</p> <p>・申請書類に虚偽があることが判明した場合、支給された給付金を返還していただくことがあります。</p> <p>・申請書類送付に係る費用は、給付金の採否に関わらず、申請者をご負担ください。</p> <p>・申請要件に合致する場合でも、審査の結果、また採用枠に限りがありますので、給</p>

	<p>付金が受給できない場合がありますので、ご承知おきください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支給の決定については特に通知はいたしません。口座への振り込みをもって、支給決定の通知に代えさせていただきます。</li><li>・選考経過及び結果についてのお問い合わせには、一切お答え致しかねますのでご了承ください。</li></ul>
--	--

お問い合わせ先

至学館大学・同短期大学部

学務課学生支援部門

〒474-8651 大府市横根町名高山 55

TEL:0562-44-1374